

令和4年10月25日

第10回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第10回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明書について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日		令和4年10月25日				召 集 場 所		加須市役所 504・505会議室			
開会の日時		午後1時30分				閉会の日時		午後4時15分			
会 長		小 倉 和 夫				職 務 代 理		柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠				
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○					
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○					
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○					
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○					
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男		○				
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○					
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○					
8	松 村 文 夫	○									
								加須市農業委員会事務局			
								局 長 駒 宮 敏 之			
								次 長 前 島 勝 己			
								主 幹 藤 間 みゆき			
								主 幹 新 井 昌 典			
								主 幹 関 田 毅			
								主 事 加 藤 正 則			

開会 午後 1時30分

○局長（駒宮敏之君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和4年第10回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、柳田職務代理より開会の挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきありがとうございます。

今朝は一段と寒く、1枚余分に着なくてはならないぐらいの陽気でございますが、この後どんどん寒くなってまいりますので、皆様方には体調管理を十分注意していただきたいと思います。

それでは、これより令和4年第10回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

しばらくぶりに推進委員さんも交えての総会ということで、非常にありがたく思っております。コロナも幾らか下火になってきましたし、これ以上、それぞれの会議をおろそかにするわけにいかないということで、今後はこの状態で進んでいくと思いますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

職務代理のほうからもありましたけれども、本当に朝晩が寒くなりました。今日は埼玉大橋から富士山を見ましたら、富士山が麓まで雪に覆われるということで、珍しくこれは早く

冬が来るのかなという感じがしますがけれども、お米のほうも大方刈り取りが進みまして、騎西のほうでまだ結構残っているかなという気はしますがけれども、今年はちょっと雨が多かったという気がします。ただ、それに引き換えて作柄は順調かなという気がしますので、需給バランスが若干整いつつあって、来年度は多少、値上がりも期待できるかなというのがありますけれども、農家を取り巻く状況というか、そういったものはなかなか改善されない、非常に厳しい状況であります。

この間までは、人・農地プランの実質化ということで、集積、集約を進めようということが農業委員会におかれましては大変な課題でございました。法律がまた若干変わりました、農業経営基盤強化促進法というのができまして、地域のその市町村によって、地域計画を作成することが新たな課題になります。なかなか農政で全てのものもいい方に転がるとは思いませんが、農業委員会におかれましては、本当に忙しい中、皆様のお知恵をお借りしまして、その地域の農業計画というか、地域計画がスムーズうちに達成され、その課題に対して、その効果を現していかなくちゃならないということが農業委員会の命題でもあるわけですが、皆様方には今後におきましてもいろいろな面でご尽力をいただくことを切にお願い申し上げまして、言葉整いませんけれども、開会のご挨拶といたします。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

————— ◇ —————

◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますけれども、現在、委員総数15名のうち、過半数を確保する全員の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

————— ◇ —————

○局長（駒宮敏之君） それでは、議事に早速入らせていただきます。

これ以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。

◇

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

7番 佐久間 尉 匡 委員

8番 松 村 文 夫 委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の12件を議題といたします。

初めに、1番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人は、人手不足により耕作が難しいため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

10月21日に、推進員の小川さんと2人で現地を確認して、そしてまた譲受人の さんの奥様に話を聞きました。現地はきれいになっていましたけれども、譲渡人の さんは現在 なんですけれども、この実家は、この申請地の間に挟まれているところが さんの実家、宅地なんですけれども、 さんは耕作していないということで処分を考えていた

2 番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3 番、4 番、5 番及び 6 番の志多見地区の案件については、関連がございますので、一括して事務局より説明をお願いします。

また、この案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関わる事項について、議事に参与することができない。」ということに 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(推進委員退室)

○会長（小倉和夫君） 説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

3 条の 3 番、4 番、5 番、6 番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人は、それぞれ、3 番、4 番、5 番は高齢により耕作できないため、6 番は合理的な経営を目指し、管理する農地を整理するため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13 番（早川初男君） 13 番、早川です。

昨日、24 日、松本推進委員と私で さんとお会いいたしまして、いろいろ話を聞かせていただきました。

先ほど事務局から説明があったとおり、 さんは震災で加須へ移住してまいった方でございますので、今後どんどん規模を拡大し、せがれさんも今後やるということで、どんどん規模拡大をやっていききたいということを話を聞かせていただきました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

どうですか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、3番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

審議が終了しましたので、退席している推進委員の入室をお願いいたします。

（ 推進委員入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、7番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は、隣接地を耕作しており、安定した農地として維持したいため、譲渡人は、長年貸し付けており、自ら耕作しないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

10月20日に、推進委員の金子さんと現地確認をいたしました。譲受人の さんのお宅をお邪魔しまして、 さんのお宅は、ちょうどこの左方の家が さんの家です。 さんの話では、もう親の代からずっと借りていたらしいんですね。現地は今何も作っていませんでしたけれども、畑として利用していたそうです。

事務局から話があったように、この周りの土地は全部 さんの所有の土地でありまして、自分もちょっと高齢になったので、今のうちに整理しておきたいという形で購入することになったということです。問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は、以前から借入地として耕作しているため、譲渡人は、経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

同じく10月20日に、推進委員の金子さんと現地確認いたしました。現地は、位置図を見ていただくと、この隣の土地も一緒にして耕作してありました。　　さん、お邪魔したんですけれども、留守なもので、譲渡人の　　さん宅を訪問いたしましてお話を聞きました。もうこれは40年以上前から　　さんが耕作しておったそうです。賃貸借契約を結んでいたんですが、ちょうど切れたので、この際だからということで　　さんに購入してもらおうというふうになったということです。何ら問題なく、よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は、農業後継者として受贈するため、譲渡人は、後継者に生前贈与するため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君）　5番、山岸です。

10月21日に、推進委員の石川さんと現地確認と聞き取りをいたしました。

まず、現地なんですけれども、7ページの申請地のところなんですけれども、自宅はこの　　と書いてあるところが　　さんの自宅です。自宅の後ろの　　と　　、
　　、ここが畑として家庭菜園のような形で使っております。

次のページ、ちょっと飛ばしまして10ページの申請地なんですけれども、　　が、
ここはハウスで、隣の　　は、ここは稲が作ってあったのかな。稲作で、

は面積も少ないことだと思うんですけども、一応ちゃんと管理されておりました、作付けはしていないということで。ほかの農地に関しては全部稲作ということで確認しました。

さんの自宅でお話を聞きましたところ、　　さんは後継者ということで20年ぐらい農業経営をしており、父親の　　さんが高齢のため、贈与ということで土地を譲りたいと思い、今回贈与ということで申請となりました。許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君）　もう一度ちょっと確認したいんですけども、これは多分、　　さんは親子関係ということでよろしいですか。

○5番（山岸和男君）　親子です。

○2番（江川芳夫君）　それで、一般的にはこれだけの面積、贈与をしないで相続ということも考えられるんでしょうけれども、この本当の理由といたしますか、それは。

○5番（山岸和男君）　申請のときに、税理士の方か誰か、間に入って申請した人が、相続よりも贈与のほうが税金が少ないとかという、何かそんなような感じだと思うんですけども。あとは、後ろのページにあって取下げになっちゃったんですけども、条件を満たさないと猶予が受けられないんですが、贈与で渡して、義徳さん、父親のほうが贈与から3年ぐらい元気でいれば、相続でやるよりはちょっと有利になるからということをや何か話したんですけども、その辺はちょっと分かりません。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　事務局のほうで何かあります。

○事務局（前島勝己君）　特に申請書には記述がありません。

○5番（山岸和男君）　だから、あえて聞いたんですけども、そのようなことを、贈与のほうがちょっと相続よりも、税金的に有利かなというふうなことを聞いたんですけども。

○15番（新井明弘君）　生前贈与しちゃえばせがれにやれちゃうけれども、相続だと相続人がいるから、俺が取るだの何だのというふうになっちゃうから、俺が生きている間におまえにやるからと、そんなんだと思うんだけども。

○5番（山岸和男君）　そこまであまり聞けなくて、子供も、ほかのきょうだいもいるし、いろいろあると思うんだよね。

あとは、土地の所有しているところの条件にもよるみたいなんですけれども、そこはあまり聞けなかったです。

○2番（江川芳夫君） 了解。

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人は、高齢により耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきまして、19日に、坂田推進委員と2人で現地にて、譲受人の
からお話を伺ってまいりました。この土地につきましては、まず、譲渡人が高齢によって農地を手放しているということで、この後の11番もですけれども、そういうことで整理をしているようでございます。その中で、現在借り受けている
さんが正式に譲り受けたということで決まったそうでございます。特に問題ありませんので、
よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします

す。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番及び12番の豊野地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

3条の11番、12番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人は、高齢により耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきましても、先ほどと同様、19日に坂田推進委員と譲受人の番場さんのお宅を訪問しまして、内容は確認をさせていただきました。

現地につきましては、坂田推進委員と私のほうで、中山間事業を今推進している地区でございまして状況のほうはよく分かっていますので、自宅のほうでお話を伺いました。中山間事業をしている地域ということもありまして、先ほど申し上げましたように譲受人は高齢によって整理をする中で、中間管理事業と併せて、その区域内の土地を処分したいということで、現在は複数の方が借り受けてやっておりますけれども、当分の間、現在の借受人と貸し借りをしながら、中間管理事業の中で整理をしていきたいということでございまして、特に問題はないというふうに思っております。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

2点、ちょっとご質問したいんですけども、面積が相当多いんですけども、基本、こ

ういうことを聞いちゃ悪いんですけども、おおむねこの辺の農地の金額は10アールでどのくらいかということと、あと従農者は、これには2人と書いてあるんですけども、何か社員のような方がいるようなことは聞いたことはあるんですけども、というところで、ちょっと参考に聞きたいと思います。

以上です。

○11番（柳田 浩君）　じゃ、私のほうから。

分からないんですけども、家族お二人でやっておるという形の中で、自営業もやっている中で、従業員にお手伝いをしていただきながらやっているという形でございまして、従事者はあくまでも家族ということで申請になったというふうに理解しております。

○事務局（前島勝己君）　価格についてですが。

○4番（松本 昇君）　大体。

○事務局（前島勝己君）　1反3万円のところがあったり、まとめて60万などがあり、1反にすると数万円となります。

○4番（松本 昇君）　了解しました。

○会長（小倉和夫君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、11番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、12番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

————— ◇ —————

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君）　次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につい

て」の3件を議題といたします。

初めに、1番の鴻基地区の案件及び議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の15番の鴻基地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図の13ページ及び、本日お配りいたしました土地利用計画図の4-1、5-15をご覧ください。

本案件は、住宅の建て替えに当たり進入路を整備するもので、令和4年2月及び7月に除外は完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存の宅地の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本件につきましては、今月の18日、現地の調査をまいりました。本来であればさんと同席ということだったんですが、さん、ちょっと所用で出られないということで、奥様と電話で話をしました。それで、現状は確認してまいりました。

18日、小坂推進委員と2人で現状を確認し、問合せは電話でいたしました。事務局の説明のとおり、これは除外案件、現在、事由のところにありますとおり、住宅が古くて建て直しを計画しているということで、この際、建築基準法に合致するように、事前に処理をしていきたいというところでございますので、現在はここを耕作してございますが、特に問題ないと判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお

願います。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の15番の鴻莖地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図14ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、農作業用の物置を建築するに当たり、現在使用している進入路が農地であることが判明したため改めて申請するもので、令和4年7月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存の宅地の隣接地であり、物置の建築については市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

10月20日に推進委員の金子さんと現地確認を行いました。この さん宅は、おとしにご主人が亡くなりまして、今現在は空き家というか、誰も住んでおりません。それで、この申請人の さんは、今、 に住んでいらっしゃるようで、月3回ぐらいですか、毎週のようにこの自宅には来ていろいろ管理とか農作業をやっているらしいです。代理人の さんに聞きましたら、もう間もなく定年らしいんですが、定年後はこちらに移り住んでいろんなことをやるそうです。

元々は、図面にあるんですけれども、入口は真ん中辺にあったそうなんですけれども、これは大分前なんですけれども、今現在は位置図のように上に造ってあります。今度、帰ってきた場合に農作業小屋がないものですから、改めて造ることになったそうです。それについ

て、今回の申請になったということです。何ら問題なく、よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、2番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図の15ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件は、申請地を自己用住宅の浄化槽敷地として利用しているが、農地であることが判明したため、改めて申請するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、始末書が添付されており、既存の宅地の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、12番、小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

10月22日に細谷推進委員さんとともに さん宅を訪ねて現地を確認してまいりました。 さんのおうちでは、今、住宅を新築中でございまして、後継者の住宅ということで建てていました。もう少しで完成とするところなんですけれども、浄化槽が前の住宅のままでありまして、そこが農地であったということが判明したために、地目変更して宅地にするということでありました。屋敷が相当高くて、改めてその屋敷内に浄化槽を造るというよりも、既存のあるものを利用した方がいいだろうと行ってそれに達したわけで、地目変更して今回の申請にいったということで、何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3 番の北川辺地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」の 1 件を議題といたします。

1 番の水深地区及び議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 5 番の水深地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

当該計画変更申請及び 5 条 5 番につきまして、譲受人、事業計画等関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図 2 1 ページ及び土地利用計画図の 5－5 をご覧ください。

本案件は、令和 3 年 6 月 3 0 日付で障害者就労支援施設用地として許可となり、所有権の移転が行われましたが、その後、令和 4 年 3 月に施設整備費補助金の国庫協議が見送られ、計画を中止せざるを得なくなり、代わりに譲受人が計画変更し、整形外科の診療所の建築を計画するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、また、区域内の水路については付け替えを行うことで、市担当課及び行田県土整備事務所と協議済みで見込み有りとのことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（佐久間尉匡君） 7 番、佐久間です。

1 0 月 1 6 日日曜日、推進委員の小山さんと 2 人で現地確認を行いました。

私は今、水深東地区の中間管理の再配置の関係で何度か市役所へ来ておりましたので、今回の総会資料はいつ来るんでしょうねと聞いたところ、いや、今日出すところなんですよということだったので、10月13日の木曜日に私の手元には総会資料がありましたので、皆さんよりも早く現地確認をさせていただきました。

説明のとおり令和3年6月に許可が下りまして、その後、ブロックを積んで、盛土もされて、よく通る道なので、いつ工事始まるのかなと思っていたんですけども、1年以上たっても進まず、後で農業委員の事務局にちょっと尋ねたところ、こちらの説明のとおり、補助金の関係がいろいろあって諦めたということで、次の計画も今申請を考えているということでしたので、それが今回整っての申請ということでございます。特別、こちらの会社のほうには電話確認はしていないのですけれども、許可相当として判断してまいりましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。ちょっと確認だけさせてください。

この最初の許可は ということなんですかね。それでそこが許可になって、埼玉県補助金の見直しでできなくなったので中止したというお話ですけども、その際、手続上、その から今度の にいったようですけども、本来であれば、その時点でそれを取り消して、許可を取り消して農地に戻して、それから改めてやるというような手続上の話もあると思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか、手続上の問題として。

○事務局（藤間みゆき君） 前回の許可の のほうが、所有権移転を令和3年7月27日にして、もう所有者になってしまっていたんですね。その後、令和4年3月に中止せざるを得なくなったということで、既に所有権移転を済ませてしまっているということで、取消しというのが難しい案件なんですけれども、そういう場合には、取消しではなく変更申請ができるという、要領にも載っておりまして、それに基づいて計画変更の申請を受理したということになっております。

○2番（江川芳夫君） そうしたら、現地は田んぼのままなんですか、埋め立てであるんですか。

○事務局（藤間みゆき君） 低いブロック塀の擁壁というんですか、外周に擁壁ができている状況で、今止まっているところなんですけれども。

○2番（江川芳夫君） そうすると、第5条の許可の議案3号のほうの地目は田んぼと書いて

あるんですけれども、所有権移転したときに地目は変えなかったんですか。

○事務局（藤間みゆき君） 地目のほうは田のままなんですけれども、それといいますのも、工事が途中で終わってしまったという、計画を中止したということで、宅地に変更するには工事が完了して、完了届が出まして、こちらで承認しないと地目変更も宅地にできないので、地目のほうは田のままなんですけれども、現地は盛土をしてブロックの擁壁を立てたところでそのままとなっております。

○2番（江川芳夫君） そういうことであれば。ただ一般的には、これは地位継承と書いてありますけれども、地位継承できるのかなと思ったわけで質問したんですが、了解しました。以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の水深地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5番の水深地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の21件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図16ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が申請地に越境し自己用住宅敷として使用していますが、農地であるこ

とが判明したため、改めて申請し、売買により取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、始末書が添付されており、既存の宅地の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

10月22日、推進委員の川島さんと2人で、譲受人の金子なか子さん宅を訪れ、また現地を見、話を伺ってまいりました。

現地につきましては、譲受人と譲渡人は相向かいの境でございます。それで、ここに書いてありますけれども、敷地拡張というか、駐車場として、面積的には少ないんですけども、使っておりました。そういうことで、最近、親の代からずっと使っていたわけでございますけれども、所有権を移転したいということで話があり、話がまとまったようでございます。やむなく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図17ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（1区画）を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく10月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認を行いました。現地は、先ほどありましたけれども、すぐ隣の 番地ということで、草も生えていなく適正に管理されておりました。

この譲渡人の さんというのは、住所が ということで、昔の の、どちらかというと に近いような土地になっています。こちらの実家といいますか、お宅が、このすぐ右下にありますけれども、 さんと出ていますけれども、こちらになっているんですけれども、空き家になっておりまして、こちらから、 さんが のほうに嫁に行きまして、常子さんのお姉さんがいるんですけれども、お姉さんが、私のお袋の実家なんなんですけれども、そこに嫁に行きまして、そんな関係で昔からよくは知っているんですけれども、2人とも娘が出て行ってしまったために、農地に関してはいずれ全部手放すんだということは前々から話は聞いておりましたので、今回連絡は取っていないんですけれども、許可相当として判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の水深地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図18、19ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地23区画を開発する

もので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

なお、開発道路については、市が帰属を受けることを担当課に確認済みです。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく10月16日、推進委員の小山さんと現地確認並びに聞き取りを行いました。この現地ですけれども、今回の申請地は新川用水の近くのためにお米は作っていないんですけれども、草はそれなりにたくさん生えておりました。真ん中の部分が目立っていますが、これはどうしたのかなと思って見てみたところ、どうやら太陽光発電になっておりまして、もう既にできておりますので、右の道路に近いところを住宅、真ん中のところがちょうど太陽光を先に造ってしまったということで、今回は何もしないということです。

その後、譲渡人の さんのお宅にお伺いをして、 の前々区長さんだったんですけれども、面積も多いため、ちょっと話を聞いたところ、随分前からこのような形で計画は話がありまして、今回の23区画ですか、それがもし販売できた後には、すぐこの左の土地が結構空いているんですけれども、そこは第2計画ということで、また申請するかもしれないというようなことはおっしゃっていました。許可相当として判断してまいりましたので、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

参考に聞かせていただきたいのですが、大分戸数が建つわけですが、これは全て合併浄化槽で、これの污水排水というのはこの道の北側へ流れていく形になるんですか。その排水とかというのは、ほかの農地なんかへの影響は当然、排水関係が農地のほうに入ってくるとかというのがちょっと気になったものですから、ちょっとその辺は、排水路というのは、確保というのは当然できているんですよね。

○局長（駒宮敏之君）　じゃ、それは私が答えさせていただきますが、この地域は公共下水道が入っておりません。ですから、汚水処理については合併浄化槽、それから雨水については近くの道路側溝とか、そういうところに適切に、雨水処理が必要であれば、一時的なそういう処理をした上で流すということになります。この辺は開発担当と調整はされておりますので、問題ないと思います。

○14番（関口豊充君）　この南側が新川用水路で、北のほうに排水路があるんだと思うんですが、この申請地の左側もかなりの戸数ができる予定で、それぞれが合併浄化槽で、これは年に1回汚泥のくみ取りとか、点検することになっているんだけど、その辺が適切に法律どおりに管理してくれればいいんだけど、実が流れてくるようなケースもあるんだよね。大変だけれども、その辺の排水関係は適切に管理ができれば、周りの農地なんかのほうには影響が行かないと思うんだけど、若干その辺が気にはなるんですけども、大体この周りを見ても、どんどん開発されちゃうから、農地というのはどんどん作付けされるようなあれはなくなっちゃうんですかね。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図20ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅9棟を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく10月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。現地は、高台にあるんですけれども、草もなく、適正に管理はされておりました。

この と 、このすぐ下の辺りで、先月だと思うんですけれども、道路拡張ということで申請がされていて、そちらのほうの工事も終わっており、すぐにでも工事が入れるのかなというような形でできておりましたけれども、その後、譲渡人のおさんのお宅にお伺いしてお話を聞いたところ、ここの仕組み、ちょっと確認してもおりませんので、2種農地ということもあり、前々から売ってほしいということで話があったそうなんですけれども、今回手放すことにしたということでございましたので、許可相当として判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

審議も1時間以上過ぎましたので、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。

再開については2時50分ということで、休憩にいたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時53分

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） 休憩を解き、再開いたします。

— ◇ —

○会長（小倉和夫君） 次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図22ページ及び土地利用計画図の5－6をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅の建築及び道路後退部分とするもので、令和4年7月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく10月16日日曜日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。現地は普通に適正に管理をされておりまして、問題なかったと思います。

この譲渡人の さんですか、 ということで、 というのは、分かりやすく言うと老人ホームなんですから、そちらの住所になっていますので、その前のときに代理人の さんという方の携帯に電話して、 さんとお話したことはあるんでしょうかと聞いたところ、いや、そこには行ったことないんで、息子さんのほうと細かいやり取りはしていましたということだったので、この息子さんというのは、私と小学校が同級生だったものですから、そっちと話したほうが早いと思ってお話ししました。この譲受人の さんというのは、ですから、その方の子供になるんですけれども、今現在、 のほうで生活をして、勤め先は のほうらしいんですけれども、こちらに引っ越してきた後には、この埼玉県にも何か営業所のようなものがあるので、いずれはこっちに勤め先も変わると思うので、その後の心配もないというようなこととお話をしておりましたので、問題なく許可相当として判断してまいりましたので、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図23ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地、青地と判断されますが、5か月間の一時転用であり、改良後も担い手が小麦を作付けする計画でございますのでやむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 同じく7番、佐久間です。

10月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認を行いました。現地は、稲刈りが終わって一段落したというような状況で、適正に管理がされておりました。

さんは 地区でもかなりの田んぼを耕作しておりますので、後日ですけれども、携帯電話で本人に確認したところ、ちょっと下が柔らかくて作りづらいので、盛土をして小麦を作りたいというようなことをおっしゃっておりましたので、許可相当と判断してまいりました。審議のほどお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○4番(松本 昇君) 4番、松本です。

こういう場合、農地改良の場合、全てがほとんどが業者さんが申請するのが多いんですけ

れども、農家の方が自らこういう業者さんで、農地改良をするんだという申請でも問題はないんでしょうか。業者さんが全部何か申請をして、農地改良と言っているんですけども、農地改良をするのは、農家の方が自分の田んぼをちゃんとするために農地改良というのかなというふうに単純に思ったんですけども、それについてよろしくお願いします。

○事務局（前島勝己君） 今のご質問ですけれども、一般的には、業者さんが申請してくるのが多いんですけども、委任状はついています。当然、その建設残土などの残土処分をするものではなくて、あくまでも農地改良をして次の耕作者が畑とか、田んぼでも、農地の高さを上げて耕作しやすい形を取るのが、農地改良ということなんですけれども、現在はちょっとそういう感じが多い状況にはなっています。

ただ、これは常設でも審議しますので、県のほうにも許可はいただいていますから、違法というわけではありません。

○4番（松本 昇君） 了解しました。

○会長（小倉和夫君） 農業会議のほうでも、一番案件が多いのが農地改良なんだよね。それについて、細かい規定というか、例えばどこにストックされた泥だとか、どういう性質の泥だとかというのが追跡できないというのは非常にまずいんじゃないかという意見が出まして、この次の11月の常設のときには、もうちょっと具体的に話し合いをしようじゃないかということになっていて、一応、各委員さんからも理事さんからも、もう少しきめ細かな規定というか、規則というか、そういったものをはっきりさせたほうがいいんじゃないかという意見が出ています。

埼玉県でも、一番多いのが農地改良なんだよね。今、松本委員が言ったように、申請が大概業者がやっていて、作文みたいに、農地改良した後は小麦を作るとかということになっているけれども、実質的にその土地が将来汚染されたとか、そういうことがないのかということの問題視する場合もあるんだよね。

特に、聞いた話だと、 なんていうのはもう東京のすぐ隣なんで、早い時期に農地改良というか、相当残土を持ってきて埋めたらしいんですね。それで、地下水の汚染がないか問題視されているという話が出ています。 はそういう問題はあまりないと聞いたんですけども、 の場合は地下浸出というか、地下水の汚染が何か問題になっているという事例が出ています。それについて、農業委員会も将来的に責任を取らなくちゃならない場合も出てくるので、もう少しきめ細かな規制というか、規定を設けたほうがいいんじゃないかということは一応出ています。その結果は、またあと次回に説明したいと思いますので、それ

でよろしいでしょうか。

どうぞ。

○推進委員（町田 彰君） すみません、推進委員の町田ですけれども、今、農地改良の件が出たので、2つほどお伺いしたいことがありまして……

○会長（小倉和夫君） どうぞ。

○推進委員（町田 彰君） 2つお伺いしたいことがありまして、1つは、この現地に農地改良を、小麦の作付けということなんですが、5年以内に水稻を作付けしないと、その補助が出ないというふうな内容について、さんのほうではどのようにお考えになって、この農地改良を。どの程度埋めるのかというのは私もさっぱり分からないからあれですけれども、どのようにお考えになっているかというのはお聞きになっているとすれば、お分かりになれば教えていただきたいということが1つと、もう一件は、業者が、私なんかが見て農地改良をする必要性がないと思うようなところで、ただ草が生えていて、地主さんが管理し切れていないようなところに対して、これは、ここは埋めちゃうからいいよとか、これ埋めてやるよとか。それで、地主さんはどっちでもいいので、どっちでもいいんですね、地主さんは。どうせ自分じゃ作れないし、機械も持っていないし何もできないし、どっちでもいいので、どっちでもいいよというようなところに対して申請が出てきた場合に、どういう対応をしたらいいのかなというふうに思っています、中間管理を進めている中で、入っている土地であれば中間管理のほうでもいろいろ意見はできますが、入っていない土地に対して、地主さんがやるという申請をしてきたときに、そこだけ埋められてというので、全体を通してあまりいいような状況にはないのかなというふうに思ったりするんですが、そういうところに対して、農業委員会として何か手を打つことができるのかというようなことを、今すぐではなくても構わないんですが、そういう会議の問題でいろいろ問題があるということで出たので、一応、意見として述べさせていただきたいんですけれども。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 貴重なご意見だと思うよね。確かに なんかだと、もう許可しないんだよね。わざわざその案件を県に上げてきて、不許可にしましたというので、どうでしょうか、審議お願いしますと持ってくるので、それもちよっとなかなか難しい判断をしなくちゃならない。その基盤整備したやつをさらに土盛りする必要があるんですかというのが、よく農林公社なんかの質問には出るんだよね。一応、それは参考意見で。

どうぞ。

○7番（佐久間尉匡君） 先ほどの金城さんの話ですけれども、この田んぼ2枚はパイプラインになっていますから、作るかどうかは分かりませんが、水張って、いずれまたお米を作るということは簡単にできると思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） パイプラインが入っていると、5年に一遍水張りをするといっても、それは可能ですね。

どうぞ。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですけれども、農地改良についての私の意見なんですけれども、私も現職では、いわゆる農地改良の担当を10年ぐらいしておりまして、条例をつくったときから。それで、違法な埋立てが非常にはやっていた時代で、どういうふう規制していくかということで、その中で、まず、農地改良というのは農地法に基づく転用許可は、本来は必要ないです。ただ、そういう悪い、違法な埋立て的なものが非常に出てきたものですから、許可制に、農業委員会として取り扱いましょうという形に制度が変わってきたという経過があります。

先ほど松本さんのお話があったように、責任者が自ら申請人になってやるというのはあるんですけれども、自ら請負に出して自ら申請人になると、そうすると業者が設け出てこないんですね、表舞台に出てこない、裏でしか。そうすると、責任が行かないんです。業者がやり得で逃げられてしまったりして。だから、わざと農地改良については農地法の許可が必要だというふうな制度にしたという形になります。

あと、本来であれば、町田さんのおっしゃったように、本来なら田畑転換を明確にすれば、水田を水田のままで埋立てするから、今言ったような、将来、5年後のという話になっちゃうんですけれども、本来の指導とすれば、もう水田としてやらないのか、やるのか、そのところをしっかり確認して、田畑転換までの条件付きの許可とか、そういうふうなのにしていかないとならないのかなと、今度制度変わってきますから。というふうに感じています。

あとは、農地改良というか、耕地整理でやったところの圃場整備について、やはりこれは農業委員会も責任持って、意見として、やっぱり言っていかなければいけないんだろうなと。隣の田んぼと、そこだけ突出して高くなって、将来もっと公式に調べたら、農地中間管理で再配分したり調整をするのにも支障が出てくるでしょうし、ぜひせっかくの機会ですから、農地改良についていろいろ勉強しながら、皆さんでよい改善策ができればというふうに感じております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 貴重な意見、ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

市の条例か何かで、田んぼに盛土とかする場合に何か条例みたいなのがあって、成分とかをちゃんと調べてやったり、あと面している道路から何センチ以内の高さにするとかという、何かそういうのを昔つくったような記憶があって、まだそれもあると思うんですけども、それはあるんですか。道路から何センチとか、いろいろ成分を調べて……

○事務局（前島勝己君） 農地改良して、田んぼとして使う場合は、隣接する道路からマイナス10センチ、畑の場合はプラス10センチとなります。土の成分については、面積が500平方メートルとかを超えると、環境政策課に土の成分結果を提出して許可を取ることになります。それ以上になると、東部環境から許可をとる形となります。

○4番（松本 昇君） 分かりました。

○推進委員（町田 彰君） 度々すみません。先と簿の質問に関連してなんですけれども、土壌の調査、面積要件がたしかあって、業者はその面積要件に引っかからないような、一回の改良面積に引っかからないようにして、その調査を逃れるというふうな、その調査をするのにお金がかかるということで、その面積を上回らないようにして、だから、1人の地主さんに対して1町近く埋めるんだけど、それを何回にも分けて、1年以上かけて全体を埋めていくというようなやり方をしている。それは土壌調査をしないために、そういうふうなやり方をしている。

それで、土壌調査をしないのはなぜかということ、お金がかかるということで、その業者は個人なんですけれども、登録は法人、登録は別な法人の名前を借りて、法人としてその事業を登録している。そして、その事務作業をする人を外の人をお願いをしている。要するに、名義借りをしてそれぞれにお金を払えば、その土壌調査のためにお金を費やすことはできない。よって、時間がかかっても、そうやって面積を分けて実際に作業をするというふうな業者もします。

だから、面積要件があっても、全てのものに対してそういう調査をするというふうな内容じゃなければ、そういったところで逃げていくというか、というようなところになります。そういった者に対して、ほかの業者、広い面積は広い面積でやってくれる業者をお願いすることはできないのだろうかというふうなことを思ったりもします。ただ、何かあの業界はあ

の業界でいろいろありそうなので、あまり触らないほうがいいのかなというような個人的な思いもあったりはしますが、そういったところも何か改善していく必要があるのかなと思うのと、残土置場に資材置場、残土置場に取り置きしているものに対しては、ぜんぜんその土の証明書はなく、その資材のところの土を使っていますというだけで、得体の知れない土を残土置場に一度置いて、それから使うことによって、その土の違法性というか、そういったものについてはそこに一度ストックすることによって、そういう意味では洗われるというか、そういうふうな状況になるので、その残土置場に対する土の管理というか、それに対する規定、農業委員会の中では難しいことだと思うんですけども、農地に対してそれをストックするわけじゃないで。でも、使われるのはその土なので、それに対しても何らかの規制が入らないと、多分片手落ちになるんじゃないかなというような思いは持ったりします。

すみません、以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

県のほうとすれば、2ヘクタールが上限なんだよね。だから、一回だけ、羽生で2ヘクタール以上申請したんですけども、それもやっぱりちょっと議論したんですけども、最終的には許可相当になって。でも、あまり今それは出てこないね、2ヘクタール以上は。

あと客土、Cで大概やるんですけども、客土Aなんかだと、本当にいい泥をどこから持ってきますよという説明だけで、それ以上、深く掘り下げられないんだよね。客土Cだと、中に、あんこだから何を入れたというような話になるんですけども。

一応、この議論は県のほうにも提案をしまして、よりよい結論が出るようにしてみますので、よろしくお願いいたします。

まだ何かありますか。

恐らく上がってきたので、それを春日部の農業委員会はよく不許可相当で、わざわざそれを県のほうに出すんですね。それはちょっと意外と分かりづらいんだけど、ほかのところではそういうことしないんだけど、そういう事例があります。

ご質疑、ご意見はないようですので、採決したいと思います。

7番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図の5－8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場及び社有車駐車を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、本店に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

10月21日に、推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた譲渡人のさん、そしてまた譲受人ののさんより説明を受けました。

現地はきれいになっていまして、これはバイパスの端でありまして、このさんは耕作もしていないし、高齢のため、土地の所有権といいますか、それを考えたところに、は不動産屋でありますので、さんが買うよと、資材置場なり駐車場として利用するから買うよというようなことでありますので、この売買の申請に至ったということでありますので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図25ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要

添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地、青地と判断されませんが、1か月間の一時転用であり、改良後も担い手が小麦を作付けする計画でございますのでやむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番の松村です。

10月20日、推進委員の峰岸さんと現地を確認し、代理人の さんに説明を受けました。翌日も さんから自宅に電話がありまして、改めて説明を受けたものです。

この土地は地盤が低いため、水はけのよい畑に改良し、小麦を作付けするため、暗渠廃止もするものとのことであります。適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、従業員及び大型車駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、事業所の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番の松村です。

10月20日、推進委員の小林さんと現地を確認し、の会長、さんから説明を受けました。布団のクリーニング業をしており、荷物を搬入する大型車の通行、駐車スペースがないことと従業員の駐車場を確保するため、工場の隣接地である申請地に計画したいとのことであります。現地は1年ほど前までグラウンドゴルフ場に地元で利用されていた土地で、現在は雑草、雑木が生えてきている状態でございます。このようなことから、適当と判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図27ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、部品取り及び修理待ち車両置場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、本社工場の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番の松村です。

10月20日、推進委員の腰塚さんと現地を確認し、代理人のお子さんから説明を受けました。申請の事由にあるように、大型車両の整備修理の部品取り及び修理待ちの車両置場が不足しており、工場に隣接している最適な土地であることから計画したものとのことです。現地は現状は畑ですが、山影地であり、日当たりはあまり良好とは言えない土地であります。適当と判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 1 番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 2 番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 2 8 ページ及び土地利用計画図の 5－1 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が親所有の宅地に自己用住宅の建築をするに当たり、計画地の一部が農地であるため申請し、使用貸借により借り受けるもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 3 番（早川初男君） 1 3 番の早川です。

昨日、2 4 日に、松本推進委員と大嶋さん宅へお邪魔していろいろ確認しました。住宅を造るために、この場所にちょうど農地があるということが判明したので、申請に当たったということでしたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 2 番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図29ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、砂利採取を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地、青地と判断されますが、7か月間の一時転用であり、採取後は畑に復元し、所有者が小麦を作付けする計画でございますので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 13番、早川です。

これは、先月ちょうど上がっていたんですけれども、書類の不備だということで今月に持ち越したわけなんですけれども、これは現地確認したとき、地権者の さんにお聞きしたところ、いろいろ荒れ地になっているので、砂利採取をして、その後、復元して畑としていろいろ、麦なりを作付けするようなことを話ししてくれました。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○8番（松村文夫君） 8番の松村です。

参考に伺いたいんですけれども、この砂利を採取ということなんですけれども、どれくらいの深さまで砂利が、どういう状態であるのかご存じでしょうか。

○会長（小倉和夫君） 10メートルまでは掘削できるんだよね。

○8番（松村文夫君） でも、現地は、その10メートルまでずっと全部砂利であるんでしょうか。

○事務局（藤間みゆき君） まず、掘削の深さは6メートルということで申請が出ております。

(発言する人多数あり)

○事務局（藤間みゆき君） 埋戻しについてなんですけれども、一番下の1メートルが地下水

流層で、その上の3.2メートルが埋戻し層で、これは購入土。最後が表土層は1.8メートルで、発生土ということで元の土で、合せて6メートルで平らになるという計画です。

こちらについては、砂利採取の許可というのを県の東部環境事務所に申請して、許可見込み有りということで、承っています。

○8番（松村文夫君） 分かりました。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認というか、記述があればなんですけれども、この場合、届いたということは、当然地下水をポンプアップしてくむということだと思うんですが、以前に騎西でもくんで問題になったのが、井戸水がかれたという問題が、騎西も結構昔は掘りましたからあったんですけれども、その辺の対策は何か記述はありますが。

○事務局（前島勝己君） 確認したところ、責任においてやるぐらいな記述しかないんで、多分、東部環境と打合せしたときに、そういうこともやっているかと思うので、それは確認して後日お知らせさせていただきます。

○2番（江川芳夫君） はい、了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の鴻荃地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場及び社有車駐車を整備するもので、令和4年7月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、本店の近接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

なお、現在申請地に建物が建っている状況ですが、始末書が添付され、解体業者の都合に

より12月中旬には解体する予定とのことで申請が上がっております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本件につきまして、18日、小坂推進委員と現地調査をまいりました。現地には、譲受人である 〃の社長に同席をいただいて説明を受けました。

事務局のお話のとおり、現地は建物が建っております。しかしながら、この建物はずっと以前に自分のうちの屋敷を、このすぐ隣が自分のうちの元のお屋敷、そこから引いて、既存宅地として売買して、住宅が現在6戸建っています。それは元のこの建物が建った頃ということで、許可なしに建物を農地に引いてしまったということのようです、その経緯はですね。そのときに農地であるということで、現在はもう、この半分ぐらい建物が建っていて、平屋の住宅で住める状態ではありません。そのほかにつきましては雑草が生えておりますが、不動産屋が管理をしているということだそうです。

たまたま所有者は 〃さん、 〃に住んでいる方ですが、これも相続しておる。しかしながら体の調子が悪く、今アパートで独り暮らしということで、本来であれば事務局のとおり転記をして、違反の状態だったので転記をして、やはり更地に戻してというのが本来の事務上の話だと思うんですが、なかなかそうもいかない現状があるようですので、その辺を考慮しても、周りがもう住宅で、農地としての利用価値はないというふうに考えておりますが、たまたま 〃の土地がすぐ隣、これの当社所有って、土地利用計画書にあります。〃の持っている事務所で、その隣の土地ということですので、年度も出ているということですので、やむを得ないのかなという判断はまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図31ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、近接する宅地に倉庫を建設するための仮設事務所及び従業員駐車場を一時的に整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、倉庫建設計画地の近接地であり、事業終了後は農地に復元することから、一般基準及び立地基準上やむを得ないもの思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

10月20日に推進委員の金子さんと現地確認及び、 さん、譲渡人のお宅を訪ねいたしました。現地の土地は、少し造成を始めたような状況になっておりました。小熊小夜子さんに会ったんですけれども、高齢なためで、私にも何も分かりませんと、全部娘がやっておりますということで、娘さんは勤めていまして、その日には会えませんでした。その後、 の偉いさんに電話しまして状況をお聞きしました。

近接する宅地というのは、この道路の下側は全部工業団地になっていまして、 の跡地がページの31とありますが、この上、これがもう空き地になってまして、更地になっていまして、そこに物流倉庫を建設するそうです。ついては、その事務所なり車両の置場としてお借りすることになったという状況でございます。やむを得ないかなと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図32ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、改良後も所有者及び担い手が小麦と野菜を作付けする計画でございますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

10月19日に推進委員の町田さんと2人で現地確認に行つてまいりました。現地で譲渡人の さん、譲受人の の さんにお会いし、いろいろお話を伺ったり聞き取り調査をしました。その結果、何も問題なしと判断まいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図33ページ及び土地利用計画図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、既存の資材置場を拡張するもので、令和4年2月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存の資材置場の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

10月19日、松村推進委員と譲受人の の代表であります さん立会いの下、現地調査とお話を伺ってまいりました。現地は草が刈ってあり、きれいに管理されていましたが、この草刈りは並木さんが行ったそうです。譲渡人の さんは、以前から何も耕作されていない状態で、これからは維持管理ができないということで、隣接している並木さんに相談をしたそうです。

譲受人の の さんは、地元では大きく土木業を営んでおります。建設残土が多く発生するので、置場を拡張したいという考えでいたそうです。申請地は隣接地であり、移動の時間と手間を考え、安全を考えると、今回の申請に至ったそうです。やむを得ないと判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

勉強のためにちょっと教えてもらいたいんですけれども、バックフォーが0.1メートルとか0.4メートルで、3級とかでかいんですけれども、これはどういう意味ですかねと思って。一応、教養を深めるために質問しました。

○2番（江川芳夫君） 0.1立米だよ。3じゃなくて1立米。バケットの大きさなんですよ、0.35立米入ると。

○4番（松本 昇君） すみません、ご迷惑かけました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

(発言する人なし)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図34ページ及び土地利用計画図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

10月21日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。この畑は腰ぐらいまで雑草が生えていましたが、許可が下りたらすぐ刈るそうです。現地で

の株式会社代理の 〃〃〃の測量士、 〃〃〃さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。調査をしてまいりましたが、その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

19番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、20番及び21番の豊野地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

5条の20番と21番は、譲受人及び事業の目的が同一であり、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図35ページ及び土地利用計画図の5-20、5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を2棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） この件につきましては、19日に現地にて、譲受人の代理人であります さん、それと土地家屋調査士法人の 氏に立ち会っていただきまして、内容を確認させていただきました。場所は位置図でご覧いただけますように集落内の農地でございます。現在、きれいに更地になっている状態でございました。場所的にも、周りの環境的にも、住宅について特に問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、20番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、21番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を

お願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、22番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（前島勝己君） 22番の豊野地区の案件ですが、先ほど業者のほうから、公図、それから地積に変更があったという申出がありまして、中川の改修工事に伴って、これを見ていただくと分かりやすいですけれども、この位置図の36ページで、そこは前にお話ししたんですけれども、
が該当地だということですが、これは県土整備のほうで中川の改修工事をするに当たって、この河川に隣接している部分を最近購入したらしいんですね。本日、登記簿を持参してもらったんですけれども、9月21日付で県のほうに登記がされています。それで、この申請自体が9月13日でしたので、そのときにはちょっと分かっていたんですけれども、今日このようなお話がありまして、河川に隣接しているこの南側の部分が、約132平方メートル減少し、面積が786平方メートルから654平方メートルに変更ということで、ご訂正をお願いしたいと思います。

ちなみに公図をスケール読みしたら、大体6.7メートルぐらい買収線が入っているかなというところでございます。

○事務局（藤間みゆき君） 位置図36ページ及び土地利用計画図5-22をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

21日に坂田推進委員と2人で現地の確認と、受人の代理人、
氏から話を伺ってきましたけれども、まず最初に修正ということで、この3筆のうちの1筆にするという話になっておりまして、それが今後増えるのかどうか、現地でも、今、補正中だ、補正中だということで要領を得ない説明でございまして、補正の結果を見させていただいて判断させてもらおうかなということにしたんですけれども、まず、
だけでいいので、ほかはも

うやらないのか、そういう説明じゃなく、取りあえずここだけ取っておくような説明だったものですから、その辺の確認をまずさせていただいて意見を述べたいなというふうに感じております。何か区域等は分らないです。今この3筆、全部きれいになっているんですよ。現地でどこにいくがあるのでもないし、設置場所も分らない、補正中だからどこまでかも分らない。現地じゃ、もうものを見るしかできなくて、ただ、場所的にはやむを得ない場所だなというふうには判断してまいりました。その辺について事務局のほうから若干説明をいただいて、ご審議をお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

まず、事務局のほうで。

○8番（松村文夫君） すみません、ちょっと内容が頭でよく理解できない部分があって、もう一度簡単に説明してもらえますか。

○11番（柳田 浩君） 申請されようとして資料を頂いたのが、この3点でございまして、地図でも3筆の地図になっていました。配置図のほうでは、また形がちょっと違うということで現状がはっきりと分かりませんで、立ち会っていただきましたので、ここはさっきも、今、補正中で事務局と調整していますから、そういう形です。という話で、いろいろな部分がありまして、補正の結果を待ちたいと、補正の結果で判断をさせていただきたいというふうに思っています。

今後、中川が改修ということですので、改修線がどこに入るのか分らないし、あと今回、最初の説明で1筆にしますという話でしたけれども、取りあえず1筆でというような説明だったものですから、最後に4年とあるのは、全部の計画の中で一回取り下げてもらって、全部ちゃんとした申請をしてもらったほうがよりベターなのかなというふうにも感じまして、その辺の説明、理解しづらい説明だったものですから、事務局のほうから理解できていれば説明いただいて、判断をさせていただきたいと。

○事務局（藤間みゆき君） 事業計画者の話なんですけれども、本当はこの3筆で申請がしたかったんですけれども、経済産業省への太陽光発電施設を設置するに当たっての事業計画認定の通知書がまだ取れていないということで、この 番、これだけは事業認定が下りているんですけれども、そうしますと、こちらとしても1筆しか、申請は受け付けられませんよという話をさせていただいたところです。

中川の改修に当たって、その面積が少なくなってしまったのは、先ほどお話ありましたよ

うに、申請後で分かったということで、今日やっと公図のほうが事業計画者から提出がありまして、本当に先ほどだったので、皆様にお渡しできなくて申し訳なかったんですけども、公図としては、分筆がされている状況でございます。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですけども、そうしますと、 の一部も中川の改修にかかるということになると、その上の 、 もほんの一部しか残らない、そんな感じがするんですね。それらも含んでの開発計画であれば、残地も含んで考えていただけるのであればいいかというふうに考えるんですけども、今ここだけで、この さん、水深でも何回も変更、変更、変更とやってきている会社さんだと理解しているんですけども、みんなそういうふうなあれなんで、まだはつきりしないなら、一回整理をしてもらってから出してもらうという方法もあるのかなというふうに感じています。許可とは言いづらいなという部分なんです。取下げをしてはどうでしょうかというレベルの話なんです。私の意見です。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

位置図と5-22の形はどう見ても一致しないんですけども、どう考えても違う……。角度が違ったり、全然違うので。

○事務局（前島勝己君） 図面の上が北になります。

○11番（柳田 浩君） ここの角が角度がね。

○4番（松本 昇君） 角度が違うんじゃないかと、全然違うよ。

○14番（関口豊光君） こういう形に。

○事務局（前島勝己君） そうですね。ちょっと図面がおかしく、わかりづらいですね。

（発言する人多数あり）

○局長（駒宮敏之君） すみません、今のこの5条の22番ですけども、これは当初の申請がこの2筆、 から まで、この3筆が当初、この位置図のように申請がされていたところが、業者のほうで……

○2番（江川芳夫君） 賃貸か、これは。

○局長（駒宮敏之君） 後から事業者、この から、実はこれは中川で買収されて、計画地が だけになりましたよということで、今日、最初次長のほうから、3筆が1筆になりましたよという説明はそこなんです。それで、この詳細の事業計画図の形と違うのは、この3筆が載っていないんですよ。この の形しか、このひし形の ずつこけたやつですね、この点線で書かれた。これと形が合うんです。

(「合わないよ」と言う人あり)

○局長(駒宮敏之君) それで、この1筆がずれているのは、やはり同じく中川の買収で一部買収されているんですね。この図面には載っていないんです、反映していないんです。

○11番(柳田 浩君) 買収されているのを知らないときの図面じゃないですか。

○局長(駒宮敏之君) 買収されていないのは知らない。そして、それを事業者が後から気づいて、いや、実はここ買収されていまして。変な話ですけども、それを今日の今日、事業所から新しい公図を県から仕入れたという状態が、この今の状態です。ですから、皆さんにお配りしているこの図面は、そういったことは反映していない図面です。

だから、分かりにくいんですけども、この件はもう一度皆さんに、買収線が入った最終の今の形の転用対象図について、もう一度、次回お示しさせていただきますので、またそのときに再度ご説明をして、ご審議をいただくようにいたします。

○会長(小倉和夫君) では、この案件については保留ということをお願いします。

次に、23番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図37ページ、38ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地、青地及び第1種農地と判断されますが、9か月間の一時転用であり、改良後も担い手が小麦を作付けする計画でございますので、やむを得ないもの思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

10月19日に坂田推進委員と2人で現地確認を行いました。立会については、の社長と 氏に立ち会っていただきまして、地権者にもと言ったんですけども、ちょっと平日だったので直接は、時間もなかったので調整もできなかったということでございました。

この区域については、もう3回目です。毎回やる、2ヘクタール以上以内でやってきて3

回目。この松永新田という地区については土地改良もされていなくて、ほとんど道路にもくっついていないとかがあって、ヨシだらけの場所で、一部が田んぼができていう状態の土地になっておりまして、そのヨシ畑のところを中心に農地改良をやって、大豆、小麦作付けをやっているということで、1期目についてはもう作付けもされているような状態でございまして、手をつけざるを得ないような場所でございまして、やむを得ないというふうに判断しております。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

23番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙、議案第6号をご参照ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございしますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございまして、新規分合計26筆、面積2万6,607平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

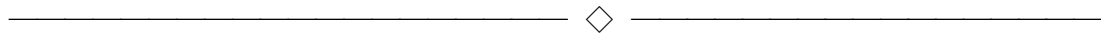
（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関わる事項について、議事に参与することができない。」ということに、早川初男委員及び峰岸清推進委員が該当しますので、議事の間退席をお願いいたします。

（早川初男委員、峰岸清推進委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙、議案第7号をご参照ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る「農用地利用配分計画（案）」につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。

それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご

意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

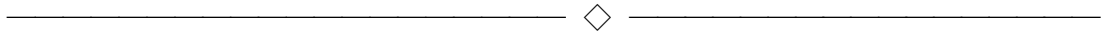
議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

審議が終了しましたので、退席している委員及び推進委員の入室をお願いいたします。

(早川初男委員、峰岸清推進委員入室)



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、報告第1号から第3号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の14ページからご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について8件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、17ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について9件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、18ページからご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について192件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は、全て終了しました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（駒宮敏之君） 会長、お疲れさまでございました。

◇

◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、最後になりますが、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては長時間にわたり慎重なる審議をいただきありがとうございました。

市長をもちまして、令和４年度第１０回加須市農業委員会総会を閉会といたします。
お疲れさまでした。

閉会 午後 ４時１５分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年10月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 佐久間 尉 匡

署名委員 松 村 文 夫